

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月16日

京都市長 門川大作

京都市規則第31号

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総所得金額」の右に「(所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)」を、「第35条の2第1項」の右に「,第35条の3第1項」を加え、同条第2項第2号中「(婚姻によらないで母となった女子であつて、現に特定婚姻をしていないもののうち、扶養親族(法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。)その他その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の2第2項に規定する者に限る。))を有する所得割(法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が1,250,000円を超える者に限る。以下この号において同じ。)及び婚姻によらないで父となった男子であつて、現に特定婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の2の2第2項に規定する者に限る。))を有し、かつ、同号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下である所得割の納税義務者を含む。))」を削り、「(当該控除を受けた者が法第314条の2第3項に規定する寡婦(婚姻によらないで母となった女子であつて、現に特定婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、同号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下である所得割の納税義務者を含む。))である場合には、350,000円)、同条第1項第9号」を「,同項第8号の2の規定による控除を受けた者についてはその者につき350,000円、同項第9号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、令和3年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)